

平成 23 年 6 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成23年 6 月 20日 午後 3 時 30分
閉 会 平成23年 6 月 20日 午後 4 時 53分

2 出席委員

大 橋 委 員 長 冷 泉 委 員 畑 委 員

谷 口 委 員 平 塚 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

宮 野	教育次長	橋 本	管理部長
永 野	指導部長	大 谷	総務企画課長
西 村	教職員課長	田 中	学校教育課長
岩 城	特別支援教育課長	和田野	総務企画課参事
奥 田	総務企画課副課長	鍋 田	特別支援教育課主査
岡 田	総務企画課副主査	西 本	総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 5月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 中学校技術・家庭科分野における和装課題学習実施の要望書について

【学校教育課長の報告】

特定非営利活動法人「和装教育国民推進会議」からの要望書の概要と、審議経過について説明。

- 要望内容は、中学校技術・家庭科分野について、①我が国の歴史における和装文化の変遷と現代社会における和装の役割について、1時間授業を実施すること、②和装の基本的な着装を学ぶ入門として、ゆかたの着方と立ち振るまいについて、2時間実習を含め実施すること、の2点である。
- 中学校家庭科の授業においては、既に冠婚葬祭で和服を着用する社会的慣習や、祭りで同じ法被を着用し気持ちを共有することなどを取り上げている。
- 新しい学習指導要領では、全ての教科書等において伝統文化に関する教育を充実させることとされており、家庭科においても和装の基本的な着装を扱うことができることとなった。来年度の使用に向け採択調査中の教科書においても、和装の文化や和装の構成、ゆかたの着方などが取り上げられている。
- 平成24年度からの新学習指導要領の完全実施に向けて、中学校教育研究会と連携しながら取組が着実に実施できるよう進めたい。

(イ) 「宇治支援学校4月開校状況に関する保護者の緊急請願」について

【特別支援教育課長の報告】

「宇治市に養護学校をつくる会」からの緊急請願6点の内容及び、宇治支援学校の現状について説明。

- 1点目は、情報公開や情報共有ができおらず、教職員と保護者に対して、無記名のアンケート調査を早急に実施することを求めるもの。
宇治支援学校では、家庭訪問や連絡ノートで保護者のお話を丁寧に伺うとともに、「学部だより」「保健だより」「給食だより」などを配布、授業参観や学校公開日の際にはアンケート調査を実施し集計結果を「学校だより」に掲載するなど、できる限り開かれた学校づくりを目指している。
- 2点目は、子どもの数に比べて教員数が不足しているため、教員の増員を求めるもの。

宇治支援学校は児童生徒数223名に対して指導担当教員（管理職・事務職員等を除く。）を123名配置しており、教員が少ない状況ではない。（他校との単純比較はできない。）学級担任は、児童生徒の教育活動に専念するものであるが、担任以外にサブ指導者を配置したり、担任以外の教員も必要な場面で支援に入るなど、児童生徒や学級の状況を踏まえた柔軟な指導体制としている。

- 3点目は、学校へ通えなくなっている生徒について早急な改善を求めるもの。
学校に定期的に来ることのできない生徒は数名おり、担任を中心に家庭訪問等の指導を行っている。いずれの生徒も前年度から同様の状況を継続している者で、現在、宇治支援学校への転学を理由とした不登校生徒はいない。

- 4点目は、子どもへの機能訓練が全く行われていないことから、機能訓練を専門の教職員により毎日実施するよう改善を求めるもの。

肢体不自由児童生徒の機能訓練については、スクールバスで登校後すぐの時間や午後の個別指導の時間を中心に、姿勢の保持と上肢・下肢の運動動作、歩行訓練等について毎日取り組んでいる。

- 5点目は、全児童生徒に対して、昨年度在籍した学校から教職員を派遣し子どもを前にした十分な引継ぎを実施すること、及び学年制を再考し、昨年度までの教育を引き継ぐことを求めるもの。

引継ぎについては、前籍校からの個別の指導計画・教育支援計画の文書等での引継ぎに加え、関係職員からの引継ぎも必要に応じて行っており、引き継いだ内容をベースに子どもの実態把握をしっかりと行い、適切な指導と必要な支援に努めている。

子どもたちの自立や社会参加する力を育てるため、学級を社会としてとらえ、生活年齢（実年齢）集団による学級編制の下、題材や指導方法を工夫しながら子どもたちが互いに学び合う中で生きる力を育む取組を進めている。一方で、重複障害の子どもたちには、複数学年による学級編制とするなど発達段階やニーズに応じた柔軟な対応も行っている。

- 6点目は、松本校長との直接対話を求めるもの。

保護者からの要望等に学校として真摯に対応しており、管理職（総括主事等）が意見を伺い、その都度校長に報告している。校長は校内巡視や登下校時の送迎なども行っており、保護者とのコミュニケーションも積極的に取っている。

- 宇治支援学校開校当初は、長年の担任教諭が代わったことや若い教員が多いことに少し違和感を持たれた保護者の方とも、一人一人の教育的ニーズに応じた丁寧な指導・支援を心がけ、教職員が情熱を持って取り組むことで徐々に理解をいただき、円滑に学校運営が行われている。

- 宇治支援学校PTAの方々には、学校運営や各種学校行事に大変熱心に参画していただいております。平成23年6月16日（木）に開催された近畿特別支援学校知的障害教育校PTA連合協議会総会においても、運営の中心的役割を果たしていただいたところである。

【委員の意見等】

- 宇治支援学校は素晴らしい施設で、教職員が一生懸命取り組まれている様子がうかがえた。子どもたちが新しい環境に移るときは変化はあるものだが、それ以上に感情的な対立があるように思えるので、クラス単位からでも保護者と話し合って、解消していただきたい。

- 大切なことは、学校と保護者の信頼関係を築くことである。一緒に新しい学校をつくっていこうという意識を共有し、個々の細かい問題もあるだろうが、新しい学校を皆で大きく育てて欲しい。

- 請願者と事務局、双方の説明を聞くと内容が大きく異なるが、同じ内容でも見る角度が違うことから生まれているのではないかと。ただ、学校の魅力や課

題について、保護者がどのように受け止めているのかをアンケートや聞き取りなどを行い、もう少し丁寧に対応する必要があるのではないか。

- 新設校かつ大規模校でもあり、組織マネジメントに何か工夫しているのか。
- 学校現場で課題が出た際に、真摯に受け止め対応することが大切である。
- 請願の73項目の内容についての事実関係はどうか。
- 臨時職員が多いことについては、できる限り本務教員が多くなることが望ましい。
- 宇治支援学校は、施設面では要望内容にない部分の改善を行い、教員数についても潤沢な人数を配置するなど手厚い教育という印象を受ける。
- 4月の保護者アンケートでは、8割から9割以上の保護者が理解を示しておられる中で、残りの保護者にも理解していただけるよう、長い期間をかけて学校として地道に対応する必要がある。

【事務局の説明】

- 組織は、ラインとスタッフを組み合わせて機能的に動ける体制としている。また、学校評議員にもPTA会長や地元自治会会長などに参画していただき、幅広く意見をいただいている。
- 教育委員会と学校は、日常的に連絡を取り、必要な支援ができる体制を構築している。
- 学校公開や授業参観において保護者アンケートを実施し、改善のために活かしている。
- 請願73項目のうち、学校で事実確認できたものは3項目であり、既に対策を講じたところである。その他の項目については、誤解や認識の相違、事実確認のできないものなどである。従来から、保護者のご意見については真摯に受け止め、丁寧に対応している。

イ 東日本大震災に係る支援状況等について

【総務企画課長の報告】

- 4月21日から教員やスクールカウンセラーで構成する「教育活動支援チーム」を福島県会津若松市に派遣しているが、6月15日出発の第8陣から活動地域を新地町、相馬市に変更し、引き続き派遣を行っている。
- 6月15日には田原教育長が福島県を訪問し、遠藤県教育長と今後の支援について協議を行った。
- 府内公立図書館から福島県へ児童書・一般書を寄贈したり、久御山町から児童生徒用机・椅子を三春町立中妻小学校へ、府立高校の卒業生の体操服や運動靴を県立双葉翔陽高等学校へそれぞれ寄贈するなどの物的支援を行った。
- 今後は「子どもたちの心の復興支援事業」として、長期の避難生活を強いられている子どもたちが京都の自然体験や文化に触れたり、「高校職業学科生徒受入事業」として、府立学校において職業学科生徒の実験・実習の機会を確保し、京都府の高校生との交流を行うなどの復興支援を予定している。

【委員の意見等】

- 支援事業を実施する際、子どもたちの移動や宿泊はどのようにするのか。
- 支援活動場所が変わったのは、福島県の要請によるものか。

【事務局の説明】

- 移動はバスで行い、宿泊場所はルビノ京都堀川などを想定しているが、今後とも被災地のニーズに合わせた取組を進めたいと考えている。

- 郡山市や会津坂下町は教育活動に一定の落ち着きを取り戻していることから、福島県の要請により、依然として被害の大きい浜側の支援を行うこととしたものである。

ウ 国民文化祭にかかる児童生徒の参画・取組状況について

【総務企画課長の報告】

平成23年10月29日に開会する第26回国民文化祭・京都2011について、京都府の主催事業に係る児童生徒の参画状況を説明。

- 開会式・オープニングフェスティバルでは、畑委員からお香の手ほどきを受けた嵯峨野高校生による「お香」を効果的に使った演出や、冷泉委員から披講指導を受けた鳥羽高校生が乞巧奠での歌人の出演するなど参画している。
- 閉会式・グランドフィナーレは京都会館第一ホールで行われるが、府立学校5校から高校生が出演することとなっている。

【委員の意見等】

- 開会式では、市立学校や私立学校の高校生も出演するのか。

【事務局の説明】

- 今回資料で取り上げているのは府立の高校生であり、市立学校、私立学校の高校生も開会式に出演することとなっている。

エ 小学校教頭の人事異動について 【非公開】

(4) 議決事項

- ア 第26号議案 平成23年6月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について 【非公開】

[原案どおり可決。]

- イ 第27号議案 小学校校長の人事異動について 【非公開】

[原案どおり可決。]

(5) 委員長選挙、委員長職務代理者の指定及び議席の決定 【非公開】

[平成23年7月15日付けで、委員長に大橋委員が選任され、委員長職務代理者に冷泉委員が指定された。]

(6) その他

- ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号及び第4号)
報告事項エ及び議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととする
ことに議決。

(7) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

大 橋 委 員 長

冷 泉 委 員

畑 委 員

谷 口 委 員

平 塚 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員